

自転車指導啓発重点路線（垂井警察署）

令和6年5月

自転車関連人身事故発生状況（R3～R5）

区分	垂井警察署管内	
		重点区間
自転車関連事故	18	5

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 携帯電話を使用しながらの運転
- イヤフォンを使用しながらの運転



警察では、自転車運転者の危険な運転行為に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。



『自転車安全利用五則』を守って交通事故防止

- 1 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

【重点区間】 国道21号

綾戸口交差点～宮代交差点



➢ 選定理由

- ・ 商業施設が集中しており自転車利用者が多いため、自転車の交通ルール・マナーの向上を図る必要がある
- ・ 自転車に関係する事故が発生し、重大事故も発生している（R3～R5合計5件）